



平成 20 年 2 月 12 日

各 位

上場会社名 日本精密株式会社
(JASDAQ コード番号 : 7771)
代表者名 代表取締役社長 岡林 博
問合わせ先 専務取締役 金 昌明
(TEL (048)225-5311)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 2 月 29 日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

定款変更の理由につきましては、次のとおりであります。

変更案第 2 条は、今後の新たな事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

変更案第 4 条は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(法律第 87 号)第 5 2 条に基づいて既に定めがあるものとみなされている規定を、改めて新設するものであります。

変更案第 5 条は、公告の方法を電子公告に変更し、併せて電子公告ができないときの措置を定めるものであります。

変更案第 6 条は、業容の拡大に向け、機動的な資金調達を可能にするため、発行可能株式総数を 12,000,000 株から 39,000,000 株に変更するものであります。

変更案第 8 条は、文言の修正を行うものであります。

変更案第 23 条は、取締役会の招集権者及び議長を取締役会議長に変更するものであります。また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる旨を追加するものであります。

変更案第 24 条は、取締役会議長の選定を追加するものであります。また、業務執行機能の強化と責任の明確化を図るために執行役員を置くことができる旨を追加するものであります。

第 6 章並びに変更案第 40 条、第 41 条及び第 42 条は、会計監査人に関する規定を定款上に明記するために、「会計監査人」の章及び会計監査人に関する規定を新設するものであります。

その他字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 平成 20 年 2 月 29 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 20 年 2 月 29 日（金）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条(条文省略) (目的)	第1条(現行どおり) (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条(現行どおり)
1. 次の物品の製造、販売、および輸出入業	1. (現行どおり)
(1) 写真機、時計、時計側等精密機械器具	(1) (現行どおり)
(2) 喫煙具、時計バンド等装身具・装飾品	(2) (現行どおり)
(3) 運動競技用具および娯楽用具・玩具	(3) (現行どおり)
(4) 通信機器およびその関連商品	(4) (現行どおり)
(5) 貴金属商品	(5) (現行どおり)
(6) ステンレス、チタニウム等各種金属の熱処理および表面処理	(6) (現行どおり)
(7) メガネフレーム等光学商品	(7) (現行どおり)
(8) 電子機器および部品	(8) (現行どおり)
(9) <u>投資等</u>	(9) <u>C D、ビデオ、DVD等の映像、音声ソフト</u>
(新設)	(10) <u>皮革および皮革製品類</u>
(新設)	(11) <u>日用雑貨、衣料雑貨</u>
(新設)	(12) <u>自動車、自動二輪車、船舶、航空機および内燃原動機の部品</u>
(新設)	(13) <u>スポーツ用品</u>
2. 前号に対する投資、融資または第三者との共同経営	2. 前各号に対する投資、融資または第三者との共同経営
(新設)	3. <u>企業への出資および融資</u>
(新設)	4. <u>不動産売買、賃貸借ならびに仲介および斡旋</u>
3. 前各号に関連または附帯する一切の業務	5. (現行どおり)
第3条(条文省略)	第3条(現行どおり)
(新設)	(<u>機関の設置</u>)
	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
	(1) <u>取締役会</u>
	(2) <u>監査役</u>
	(3) <u>監査役会</u>
	(4) <u>会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告の方法)
第4条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>	第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,000,000株とする。</u>	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>39,000,000株とする。</u>
第6条(条文省略)	第7条(現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当社の <u>1単元の株式数は、1,000株とする。</u>	第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

<p>(株式の発行)</p> <p>第8条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>第9条～第12条(条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条(条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第19条 当社は取締役会を置く。 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p>第21条～第22条(条文省略) (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長を1名選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条～第26条(条文省略) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>第28条～第30条(条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第31条 当社は監査役および監査役会を置く。</p>	<p>(株式の発行)</p> <p>第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第10条～第13条(現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第19条(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (削除)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>第21条～第22条(現行どおり) (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会議長がこれを招集し、その議長となる。取締役会議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれにかわる。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>(代表取締役、役付取締役および執行役員)</p> <p>第24条(現行どおり)</p> <p>2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長および取締役会議長を各1名選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>4 <u>取締役会は、その決議によって、執行役員を置くことができる。</u></p> <p>第25条～第26条(現行どおり) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>第28条～第30条(現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (削除)</p>
---	---

<p>第32条～第37条（条文省略） （監査役会の議事録）</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第39条（条文省略） （監査役の報酬等）</p> <p>第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。 （新設） （新設） （新設）</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第41条（条文省略） （期末配当金）</p> <p>第42条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>第43条～第44条（条文省略）</p>	<p>第31条～第36条（現行どおり） （監査役会の議事録）</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第38条（現行どおり） （監査役の報酬等）</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>（会計監査人の選任方法）</p> <p>第40条 会計監査人は、株主総会の決議において選任する。</p> <p>（会計監査人の任期）</p> <p>第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときには、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条（現行どおり） （期末配当金）</p> <p>第44条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>第45条～第46条（現行どおり）</p>
--	---

以上